

ネガティブ・オブション（送りつけ商法）

注文していないのに商品を一方的に送り付けてくる商法

事業者が消費者のところに商品を送り付けるということが、事業者から消費者に対する「契約の申込み」にあたり、消費者が購入するという承諾をすれば契約は成立しますが、承諾しなければ契約は成立しません。単に受け取ったというだけでは承諾したことにはならず、相手の事業者に対して購入する旨を連絡したり、購入するつもりで代金を支払ったりなどした場合に承諾したことになります。

「商品を返送しなければ契約は成立する」などという一方的な文書を同封してくるものもありますが、合意がないのに契約は成立しません。契約が成立していない以上、代金を支払う義務もありません。

そして、商品の送付があった日から14日（事業者の商品の引き取りを請求した時は、請求の日から7日間）を経過するまでに、消費者が承諾せず、かつ、事業者がその商品を引き取りしない場合は、事業者は商品の返還を請求できなくなります。

<相談の多い商品>

書籍、ビデオテープ、福祉名目の商品 など

たとえば…

- 突然、知らない会社から宅配便が届き、開封してみたところ、ビデオテープと請求書が入っていた。申し込んだ事実はまったくない。
- 代金引換郵便が届いたので、家族の誰かが注文したものと思って、代金を支払って荷物を受け取った。開封したところ、書籍が入っており、後で家族に確認したが、誰も注文していなかった。

送られてきた時の対処法

- 代引きで送られてきた時は、誰が注文しているか確認できるまで、受け取りを保留し、注文していない時は受け取りを拒否しましょう。
- 代金を支払ったり、商品を返送する義務はありません。
- 商品の所有権は事業者にありますので、商品を受け取った日から14日間（事業者の商品の引き取りを請求したときは、請求の日から7日間）は保管の必要があります。この期間を過ぎると、自由に処分することができます。